

# 社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲

## 1 高齢者分野

介護保険法
介護老人保健施設
介護医療院
地域包括支援センター
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複合型サービスを行う施設
居宅介護支援事業
介護予防通所介護
介護予防通所リハビリテーション
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防支援事業
第一号通所事業
第一号介護予防支援事業
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護を行なう施設

・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業  
 昭和三十二年十二月十五日 厚生省告示第二百三三号  
 （最終改正 平成三〇年三月三〇日厚生労働省告示第一八〇号）

・平成20年11月11日社援発第1111001号（最終改正：令和2年3月6日 社援発0306第25号）

**社会福祉士として3年以上の実務経験を有し、  
 かつ 社会福祉士実習指導者講習会を修了している  
 「実習指導者」が実習施設に配置されていることが必須です。**

老人福祉法
老人デイサービスセンター
老人短期入所施設
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム
老人福祉センター
老人介護支援センター
有料老人ホーム
老人デイサービス事業
その他
高齢者総合相談センター
生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 多くの高齢者が居住する集合住宅
サービス付き高齢者向け住宅

## 2 司法分野

裁判所法
家庭裁判所
更生保護事業法
更生保護施設
更生保護法
地方更生保護委員会
保護観察所
その他
刑事施設
少年院
少年鑑別所
地域生活定着支援センター

## 3 児童・若者分野

地域若者サポートステーション
子ども・若者総合相談センター

## 4 障害者分野

身体障害者福祉法
身体障害者更生相談所
身体障害者福祉センター
点字図書館
聴覚障害者情報提供施設
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
精神保健福祉センター
知的障害者福祉法
知的障害者更生相談所
障害者総合支援法
障害者支援施設
福祉ホーム
基幹相談支援センター
地域生活支援事業
障害福祉サービスを行なう施設
療養介護
生活介護
短期入所
重度障害者等包括支援
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
就労定着支援
自立生活援助
共同生活介護
共同生活援助
一般相談支援事業
特定相談支援事業
指定相談支援事業
身体障害者更生援護施設
精神障害者社会復帰施設
知的障害者援護施設
のぞみの園法
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」
発達障害者支援法
発達障害者支援センター
障害者の雇用の促進等に関する法律
広域障害者職業センター
地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター
障害者雇用支援センター

その他
身体障害者福祉工場
知的障害者福祉工場
精神障害者地域移行支援特別対策事業
精神障害者地域移行・地域定着支援事業
精神障害者アウトリーチ推進事業
アウトリーチ事業
アウトリーチ支援を行っている施設
第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
公共職業安定所

## 5 生活困窮分野

生活保護法
救護施設
更生施設
授産施設
宿所提供施設
被保護者就労支援事業を行なっている事業所
日常生活支援住居施設
生活困窮者自立支援法
自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関
生活困窮者就労準備支援事業を行なっている事業所
生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所
地域居住支援事業を行なっている事業所
その他
ホームレス自立支援センター
ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所
自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業
ひきこもり地域支援センター
自立相談支援モデル事業に基づく自立相談支援機関及び家計相談支援モデル事業を行なっている事業所

## 6 児童分野

児童福祉法
児童相談所
乳児院
母子生活支援施設
児童養護施設
福祉型障害児入所施設
児童心理治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
指定発達支援医療機関
医療型児童発達支援
障害児通所支援事業
障害児相談支援事業
小規模住居型児童養育事業
児童自立生活援助事業
地域子育て支援拠点事業
知的障害児施設
知的障害児通園施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
養育支援訪問事業を行っている事業所
児童厚生施設（児童遊園を除く）
親子再統合支援事業を行っている事業所
社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所
妊産婦等生活援助事業を行っている事業所
子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所
児童育成支援拠点事業を行っている事業所
こども家庭センター
地域子育て相談機関
その他
重症心身障害児（者）通園事業
障害児等療育支援事業（地域生活支援事業）
医療的ケア児支援センター
心身障害児総合通園センター
子ども家庭総合支援拠点

その他
子育て短期支援事業（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業）
児童デイサービス事業
利用者支援事業
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関

## 7 母子・父子分野

母子及び父子並びに寡婦福祉法
母子・父子福祉センター
母子保健法
産後ケア事業を実施する施設
母子健康包括支援センター
その他
母子家庭等就業・自立支援センター
一般市等就業・自立支援事業
母子・父子自立支援プログラム策定事業
就業支援専門員配置等事業
子育て世代包括支援センター

## 8 その他の分野

医療法
病院
診療所
社会福祉法
福祉事務所
市町村社会福祉協議会
都道府県社会福祉協議会
日常生活自立支援事業
隣保館
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
女性相談支援センター
女性自立支援施設
配偶者暴力防止法
配偶者暴力相談支援センター

その他
地域福祉センター
労災特別介護施設
難病相談支援センター
高次脳機能障害者支援の拠点機関
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
独立型社会福祉士事務所 ※1～5を全て満たすこと
1. 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
2. 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
3. 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
4. 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
5. 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること
高齢者又は身体障害者に対し便宜又はデイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人
若年被害女性等支援事業を行っている事業所